

ヘルプカード・ヘルプマークの導入について

1 概要

災害発生時などで、何らかの支援が必要な避難行動要支援者をはじめとする方々が、周囲の人たちに伝えたい、助けてもらいたいことをあらかじめカード等に記入して携帯し、提示するなどによって、避難所などでの的確な助け合いや配慮が行われることを目指します。

ヘルプカード・ヘルプマークは、災害時のみならず、平時にも有効であることから、市では全庁的な取り組みを進めます。

※ 兵庫県は、平成30年1月から導入

（ヘルプカード見本：原寸は名刺サイズ）



2 利用者の想定

- ・聴覚や視覚、知的、精神、臓器など、外見ではわかりにくい障害のある方
- ・認知症のある方
- ・妊娠されている方や日本語に不慣れな方

- 本人から「困っている」ということを伝えられない・・・
- 外見からは支援や配慮が必要なのがわかりにくい・・・

（ヘルプマーク：赤色）



3 市の取り組み

取り組み① 「助けてほしい」を伝えることができるツールの提供（カード+マーク）

- カード作成支援とともにマーク着用をお勧めし、災害時のみならず、平時の有用性を高めていきます

（取り組み主体）	要支援者本人とその家族、カード・マークを利用したい方とその家族
（支援者）	市職員、当事者団体、福祉事業者はじめ支援関係者
（具体策）	制度説明、作成支援 ※ 要支援者は約5,600人、本人とその家族等への周知

取り組み② カード・マークの認知向上

- カード・マーク利用者を思いやり、「助け合える心優しいまち」を目指します

（取り組み主体）	市民のみなさん、防災組織、学生や生徒児童、公共施設や公共交通機関、店舗や事業者等
（具体策）	・チラシやポスター等により認知を広め、支援に加わっていただける人を増やします ・カード・マーク所持者への配慮のしかたなどを周知します

市内での導入 平成30年6月より（5月28日準備完了予定）

・「ヘルプカード」「ヘルプマーク」配布窓口の設置（カード・マークの使いかたなどを説明）

- ①本庁舎：福祉総務課、障害福祉課、介護保険課、いきいき高齢者支援課
- ②総合福祉保健センター：健康増進課
- ③まちづくり協働センター
- ④各市民センター

普及に向けた
取り組み

【職員研修会】5/22(火)、(会場)302会議室 ①11:50～ 対象：管理職(管理職人権研修に引続き実施)
②14:00～ 対象：監督職・一般職

【周知活動】市ホームページ・市広報6/1号に掲載のほか、市施設、市内の公共交通機関・事業所等でのポスター掲示、住民団体等への協力依頼を通じ周知を図ります。

(ふりがな)	<p>あなたの支援が必要です。</p> <h1>ヘルプカード</h1>   <p>三田市</p>
名前 血液型 型	
住所 / 年生まれ	
連絡先名前	
連絡先電話 本人との関係	

かかりつけ医	<h2>(助けてもらいたいこと)</h2>
病名・処方薬・アレルギーなど注意すること	

18危6-039他